

町内一日清掃を実施します

清潔で明るく住みよい横芝光町を実現するため、町内一日清掃を実施します。道路沿いのごみ拾いや草刈りをお願いします。

私有地から発生したごみや粗大ごみは回収しません。

なお、各地区の集合場所やごみの収集場所、分別方法など詳しくは、広報11月配布時の回覧文や町公式ホームページをご確認ください。

と き 11月27日(日)

※荒天の場合は12月4日(日)に延期

☎環境防災課環境班

☎84-1216

安全対策を心がけて 狩猟期間が始まります 11月15日～令和5年2月15日

狩猟者は地域住民の迷惑にならないようマナーを守り、安全な狩猟に努めましょう。

また、器具等の消毒、泥の洗い流し等、CSF(豚熱)の感染拡大防止にご協力をお願いします。

野外で活動する方は、目立つ服装やラジオなど音の出る物を携行するなどの安全対策を心がけてください。

☎千葉県自然保護課

☎043-223-2972

11月は動物による危害防止対策強化月間です

令和3年度は、県内で人が犬にかまれる事故が182件発生しました。



事故を防ぐには…

- ・飼犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診が必要です。
- ・犬を飼う場合には、事故を起こさないようしつけ、飼い方をすることが重要です。
- ・公園なども含め犬の放し飼いは禁止されているため、散歩は犬を制御できる人が短い引き綱で行いましょう。
- ・犬は来訪者の届かない場所で飼うなど、門や玄関から犬が飛び出さないよう注意が必要です。

✓犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。

✓猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声による近所への被害を防止し、感染症等の危険から猫や人を守ることができます。また、地域猫活動等で屋外にいる飼い主のいない猫の世話をする場合には、特に過度のふれあいは避け、かまれたりひつかかれたりしないように注意しましょう。

✓犬・猫を合わせて10頭以上飼う場合は保健所への届出が必要です。(91日齢未満の犬・猫を除く)

✓一部のサル、ヘビなどの特定動物は、法律により原則飼うことが禁止されています。

✓ペットがいなくなったらすぐ探し、保健所、警察、動物愛護センターに電話等で届け出ましょう。また、迷子札をつける、動物病院で「マイクロチップ」を装着・登録するなどして、保護された際に飼い主がわかるようにしましょう。

✓動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは飼い主探しをお手伝いします。

✓動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催しています。また、動物愛護やしつけ方、動物由来感染症などについて、学校・地域の勉強会に講師を派遣します。

☎山武健康福祉センター(保健所) ☎0475-54-0611 千葉県動物愛護センター ☎0476-93-5711

栗山川周辺環境ボランティアで町がきれいになりました

10月16日、栗山川周辺の草刈りとごみ拾いのボランティア活動が行われました。

当日は、大勢の町民の方をはじめ、国や県の機関、水道企業団、町内事業所のみなさんにも参加をしていただき、栗山川周辺がきれいになりました。ご協力ありがとうございました。

☎環境防災課環境班 ☎84-1216

